

提出用

〔保育室の設置階別〕 建築整備内容の法令・基準チェックシート1

設置階:

1階

施設計画・施工をする際には、建築基準法・消防法・食品衛生法・建設業法などの関係法令を守ったうえで、助成要綱にある「家庭的保育等基準」・「認可外保育施設指導監督基準」の内容を満足させる必要があります。チェックシートには主な法令・基準の内容を記載していますが、このほかにも満たす必要がある法令基準や別途個別（関係所管の指導含）指導などともあると思われるので、法令が順守されていることをご確認の上提出願います。

創設の場合 (新築工事)	修繕の場合 (改修工事)	<p>既存建物が「児童福祉施設に類する用途」以外の場合、保育所利用の床面積が200㎡を超える場合、建築基準法上の「用途変更」の届出が必要になると考えられます。建築指導課と協議の上、チェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 確認申請(用途変更等)を提出予定</p> <p><input type="checkbox"/> 確認申請(用途変更等)を提出しない予定（下記1)～2)チェック)</p> <p>1) <input type="checkbox"/> 既存用途が類似用途(保育所, 児童福祉施設他)であり, 用途変更が不要である旨, 建築指導課に確認済</p> <p><input type="checkbox"/> 建築基準法上, 保育所利用の床面積が200㎡を超えておらず, 用途変更が不要である旨, 建築指導課に確認済</p> <p>2) <input type="checkbox"/> 保育所利用として建築基準法・消防法・食品衛生法などの関係法令が守られていることを専門的な知識がある方(例: 建築士名, 資格番号)により確認されたことを図面内に明記した</p>
区域・地域地区等の条件の確認		<p><input type="checkbox"/> 認可外保育施設の設置ができる, 区域, 地域・地区である。(下記1)～3)チェック)</p> <p>1) <input type="checkbox"/> 都市計画区域内(□市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分非設定) → 保育所用途設置などの判定上 □準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外</p> <p>2) <input type="checkbox"/> 防火地域 □準防火地域 □法22条区域 □指定なし → 耐火建築物などの判定上</p> <p>3) <input type="checkbox"/> 住居系地域 □商業系地域 □工業系地域 □指定なし → 採光及び保育所用途設置などの判定上</p>
都市計画等に即した構造であるかの確認		<p><input type="checkbox"/> 建築基準法上及び認可外保育基準を満足する構造(耐火建築物など)である。(下記チェック)</p> <p><input type="checkbox"/> 耐火建築物 □イ準耐火建築物 □ロ準耐火建築物 □その他</p>
避難経路・防火区画等の確認		<p><input type="checkbox"/> 避難経路がある。(下記1)～2)チェック)</p> <p>1) <input type="checkbox"/> 計画保育施設の位置(全体/階に対して)及び, 屋外, 道路への避難ルートがわかる図面の添付をしている</p> <p>2) <input type="checkbox"/> 地域の認可外保育施設届出先(以下保育課等)へ確認済(下記チェック)</p> <p><input type="checkbox"/> 2方向避難が必要 □ 2方向避難は不要</p> <p><input type="checkbox"/> 区画図(防火・防煙・114条)を作成し, 建築指導課や審査機関, 及び保育課等に確認済である。</p>
玄関・屋外避難口への歩行距離の確認		<p><input type="checkbox"/> 歩行距離の基準を満たしている。(下記チェック)</p> <p><input type="checkbox"/> 主要構造部が準耐火構造以上の場合の歩行距離を満たす □廊下と階段の内装が準不燃以上 120m以下 / □(左記以外)100m以下</p> <p><input type="checkbox"/> 主要構造部が準耐火構造に満たない場合の歩行距離をみたく(60m以下)</p>
保育室・遊戯室等が「採光・換気・排煙等」の基準を満たしていることの確認		<p><input type="checkbox"/> 採光基準を満たしており, 計算等の算定根拠を提出図面等に記載している。(下記1)～3)確認の上チェック)</p> <p>※採光については、「建築基準法上の基準」及び「認可外保育施設指導監督基準」を満たす必要があります。</p> <p>1) <input type="checkbox"/> 有効窓面積1/5以上(認可外保育施設指導監督基準2-(4)-aにおいて望ましいとされる値) □ 有効窓面積1/7以上 + 床面において200 lx 以上 (S55告示1800号/H30年改正)</p> <p>2) <input type="checkbox"/> 採光計算において採用する採光補正係数の算定根拠(建築基準法施行令20条)を記載している</p> <p>3) <input type="checkbox"/> 一体利用の複数居室で採光確保(建築指導課に内容確認済/H15告示303号2) □ 一居室単位で採光確保</p> <p><input type="checkbox"/> 換気基準を満たしており, 計算等の算定根拠を提出図面等に記載している(下記チェック)</p> <p><input type="checkbox"/> 有効窓開口面積1/20以上(自然換気) □ 機械換気(換気扇・設備) □ 自然・機械換気併用</p> <p><input type="checkbox"/> 排煙基準を満たしており, 算定根拠, 或いは 緩和告示内容を提出図面等に記載している</p>
事前協議の確認(予め確認のこと)		<p>事前協議として, 必ず, 建築指導課・消防署・保健所・認可外保育施設の届出先である保育課等, 各機関へ予め計画図を提示し, 問題点や指導事項を確認のうえ, 別紙様式にて報告してください。また, 事前協議を行った部署等にチェックし, 協議先及び担当者を記載してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 建築指導課等() □ 消防署()</p> <p><input type="checkbox"/> 保健所() □ 保育課等()</p>
その他		<p><input type="checkbox"/> 設計者は「認可外保育施設指導監督基準」及び「家庭的保育等基準」を確認している。</p> <p><input type="checkbox"/> 歩行可能なルーフテラス, 屋上がある(下記1)～2)確認の上チェック) □ 歩行可能なルーフテラス, 屋上がない</p> <p>1) <input type="checkbox"/> 歩行可能なルーフテラス, 屋上を屋外遊技場として利用する場合, 「助成申請, 運営にあたっての留意事項」の34番の内容を満足したうえで, 認可外保育施設の届出先である保育課等の基準も満足している。</p> <p>2) <input type="checkbox"/> 上記を満足しない場合は, 屋外遊技場として利用しない旨を示す誓約書を添付している。</p>

※このシートは助成申請時に提出される施設計画図面との関連性を考慮しており, 助成申請図面と対応するように願います。

※当該事業申請にあたり, 建築整備内容の法令・基準チェックシート2 別紙様式に責任がある方の記載および押印のうえ, 2枚一組で提出をお願いいたします。

提出用

〔保育室の設置階別〕 建築整備内容の法令・基準チェックシート1

設置階:

2階

施設計画・施工をする際には、建築基準法・消防法・食品衛生法・建設業法などの関係法令を守ったうえで、助成要綱にある「家庭的保育等基準」・「認可外保育施設指導監督基準」の内容を満足させる必要があります。チェックシートには主な法令・基準の内容を記載していますが、このほかにも満たす必要がある法令基準や別途個別（関係所管の指導含）指導などともあると思われるので、法令が順守されていることをご確認の上提出願います。

創設の場合 (新築工事)	修繕の場合 (改修工事)	<p>既存建物が「児童福祉施設に類する用途」以外の場合、保育所利用の床面積が200㎡を超える場合、建築基準法上の「用途変更」の届出が必要になると考えられます。建築指導課と協議の上、チェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 確認申請(用途変更等)を提出予定</p> <p><input type="checkbox"/> 確認申請(用途変更等)を提出しない予定（下記1)～2)チェック)</p> <p>1) <input type="checkbox"/> 既存用途が類似用途(保育所, 児童福祉施設他)であり, 用途変更が不要である旨, 建築指導課に確認済</p> <p><input type="checkbox"/> 建築基準法上, 保育所利用の床面積が200㎡を超えておらず, 用途変更が不要である旨, 建築指導課に確認済</p> <p>2) <input type="checkbox"/> 保育所利用として建築基準法・消防法・食品衛生法などの関係法令が守られていることを専門的な知識がある方(例:建築士名, 資格番号)により確認されたことを図面に明記した</p>
区域・地域地区等の条件の確認		<p><input type="checkbox"/> 認可外保育施設の設置ができる, 区域, 地域・地区である。(下記1)～3)チェック)</p> <p>1) <input type="checkbox"/> 都市計画区域内(□市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分非設定) →保育所用途設置などの判定上</p> <p><input type="checkbox"/> 準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外</p> <p>2) <input type="checkbox"/> 防火地域 □準防火地域 □法22条区域 □指定なし →耐火建築物などの判定上</p> <p>3) <input type="checkbox"/> 住居系地域 □商業系地域 □工業系地域 □指定なし →採光及び保育所用途設置などの判定上</p>
都市計画等に即した構造であるかの確認		<p><input type="checkbox"/> 建築基準法上及び認可外保育基準を満足する構造(耐火建築物など)である。(下記チェック)</p> <p><input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> イ準耐火建築物 <input type="checkbox"/> ロ準耐火建築物(届出先[保育課]の確認が必要)</p> <p>※2階に保育室を設置する場合「認可外保育施設指導監督基準」上, 一般にイ準耐火建築物以上が求められます。</p>
2つの直通階段などへの避難経路、防火区画等の確認		<p><input type="checkbox"/> 避難経路がある。(下記1)～2)チェック)</p> <p>1) <input type="checkbox"/> 計画保育施設の位置(全体/階に対して)及び, 屋外, 道路への避難ルートがわかる図面の添付</p> <p>2) <input type="checkbox"/> 2階保育室等のこどもが利用する部屋からの2方向の避難が確保されている。(下記い, ろにチェック)</p> <p>い(避難ルート1): <input type="checkbox"/> 屋内階段 <input type="checkbox"/> 屋外階段</p> <p>ろ(避難ルート2): <input type="checkbox"/> 屋内避難階段又は屋内特別避難階段 <input type="checkbox"/> 待避上有効なバルコニー</p> <p><input type="checkbox"/> 準耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 <input type="checkbox"/> 屋外階段</p> <p><input type="checkbox"/> 区画図(防火・防煙・114条)を作成し, 建築指導課や審査機関, 及び保育課等に確認済である。</p>
直通階段等への歩行距離の確認		<p><input type="checkbox"/> 歩行距離の基準を満たしている。(下記チェック)</p> <p><input type="checkbox"/> 主要構造部が準耐火構造以上の場合の歩行距離を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 廊下と階段の内装が準不燃以上ならば60m以下 / <input type="checkbox"/> (左記以外)50m以下</p> <p><input type="checkbox"/> 歩行経路の重複区間は1/2以下である</p>
保育室・遊戯室等が「採光・換気・排煙等」の基準を満たしていることの確認		<p><input type="checkbox"/> 採光基準を満たしており, 計算等の算定根拠を提出図面等に記載している。(下記1)～3)確認の上チェック)</p> <p>※採光については, 「建築基準法上の基準」及び「認可外保育施設指導監督基準」を満たす必要があります。</p> <p>1) <input type="checkbox"/> 有効窓面積1/5以上(認可外保育施設指導監督基準2-(4)-a)において望ましいとされる値)</p> <p><input type="checkbox"/> 有効窓面積1/7以上 + 床面において200 lx 以上 (S55告示1800号/H30年改正)</p> <p>2) <input type="checkbox"/> 採光計算において採用する採光補正係数の算定根拠(建築基準法施行令20条)を記載している</p> <p>3) <input type="checkbox"/> 一体利用の複数居室で採光確保(建築指導課に内容確認済/H15告示303号2) <input type="checkbox"/> 一居室単位で採光確保</p> <p><input type="checkbox"/> 換気基準を満たしており, 計算等の算定根拠を提出図面等に記載している。(下記チェック)</p> <p><input type="checkbox"/> 有効窓開口面積1/20以上(自然換気) <input type="checkbox"/> 機械換気(換気扇・設備) <input type="checkbox"/> 自然・機械換気併用</p> <p><input type="checkbox"/> 排煙基準を満たしており, 算定根拠 或いは 緩和告示内容を提出図面等に記載している。</p>
事前協議の確認(予め確認のこと)		<p>事前協議として, 必ず, 建築指導課・消防署・保健所・認可外保育施設の届出先である保育課等, 各機関へ予め計画図を提示し, 問題点や指導事項を確認のうえ, <u>別紙様式</u>にて報告してください。また, 事前協議を行った部署等にチェックし, <u>協議先及び担当者</u>を記載してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 建築指導課等() <input type="checkbox"/> 消防署()</p> <p><input type="checkbox"/> 保健所() <input type="checkbox"/> 保育課等()</p>
その他		<p><input type="checkbox"/> 設計者は「認可外保育施設指導監督基準」及び「家庭的保育等基準」を確認し, 保育室を2階に設ける場合の条件も確認のうえ, 施設計画, 作図をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 歩行可能なルーフトラス、屋上がある(下記1)～2)確認の上チェック) <input type="checkbox"/> 歩行可能なルーフトラス、屋上がない</p> <p>1) <input type="checkbox"/> 歩行可能なルーフトラス、屋上を屋外遊技場として利用する場合, 「助成申請, 運営にあたっての留意事項」の34番の内容を満足したうえで, 認可外保育施設の届出先である保育課等の基準も満足している。</p> <p>2) <input type="checkbox"/> 上記を満足しない場合は, 屋外遊技場として利用しない旨を示す誓約書を添付している。</p>

※このシートは助成申請時に提出される施設計画図面との関連性を考慮しており, 助成申請図面と対応するようにお願いいたします。

※当該事業申請にあたり, 建築整備内容の法令・基準チェックシート2 別紙様式に責任がある方の記載および押印のうえ, 2枚一組で提出をお願いいたします。

提出用	〔保育室の設置階別〕 建築整備内容の法令・基準チェックシート1		設置階： 3階
<p>施設計画・施工をする際には、建築基準法・消防法・食品衛生法・建設業法などの関係法令を守ったうえで、助成要綱にある「家庭的保育等基準」・「認可外保育施設指導監督基準」の内容を満足させる必要があります。チェックシートには主な法令・基準の内容を記載していますが、このほかにも満たす必要がある法令基準や別途個別（関係所管の指導令）指導などもあると思われるので、法令が順守されていることをご確認の上提出願います。</p>			
<p>創設の場合 (新築工事)</p>	<p>修繕の場合 (改修工事)</p>	<p>既存建物が「児童福祉施設に類する用途」以外の場合、保育所利用の床面積が200㎡を超える場合、建築基準法上の「用途変更」の届出が必要になると考えられます。建築指導課と協議の上、チェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 確認申請(用途変更等)を提出予定</p> <p><input type="checkbox"/> 確認申請(用途変更等)を提出しない予定（下記1）～2）チェック</p> <p>1) <input type="checkbox"/> 既存用途が類似用途(保育所、児童福祉施設他)であり、用途変更が不要である旨、建築指導課に確認済</p> <p><input type="checkbox"/> 建築基準法上、保育所利用の床面積が200㎡を超えておらず、用途変更が不要である旨、建築指導課に確認済</p> <p>2) <input type="checkbox"/> 保育所利用として建築基準法・消防法・食品衛生法などの関係法令が守られていることを専門的な知識がある方(例:建築士名、資格番号)により確認されたことを図面内に明記した</p>	
<p>区域・地域地区等の条件の確認</p>		<p><input type="checkbox"/> 認可外保育施設の設置ができる。区域、地域・地区である。（下記1）～3）チェック</p> <p>1) <input type="checkbox"/> 都市計画区域内(□市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分非設定) →保育所用途設置などの判定上</p> <p><input type="checkbox"/> 準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外</p> <p>2) <input type="checkbox"/> 防火地域 □準防火地域 □法22条区域 □指定なし →耐火建築物などの判定上</p> <p>3) <input type="checkbox"/> 住居系地域 □商業系地域 □工業系地域 □指定なし →採光及び保育所用途設置などの判定上</p>	
<p>都市計画等に即した構造であるかの確認</p>		<p><input type="checkbox"/> 建築基準法上及び認可外保育基準を満足する構造(耐火建築物など)である。（下記チェック）</p> <p><input type="checkbox"/> 耐火建築物</p> <p>※3階以上に保育室を設置する場合「認可外保育施設指導監督基準」より、一般に耐火建築物が求められます。</p>	
<p>2つの直通階段などへの避難経路、防火区画等の確認</p>		<p><input type="checkbox"/> 避難経路がある。（下記1）～3）チェック</p> <p>1) <input type="checkbox"/> 計画保育施設の位置(全体/階に対して)及び、屋外、道路への避難ルートがわかる図面の添付</p> <p>2) <input type="checkbox"/> 保育室等のこどもが利用する部屋からの2方向の避難が確保されている。（下記い、ろにチェック）</p> <p>い（避難ルート1）：□屋内避難階段又は屋内特別避難階段 □屋外階段</p> <p>ろ（避難ルート2）：□屋内避難階段又は屋内特別避難階段</p> <p><input type="checkbox"/> 耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 □屋外階段</p> <p><input type="checkbox"/> 区画図(防火・防煙・114条)を作成し、建築指導課や審査機関、及び保育課等に確認済である。</p>	
<p>直通階段等への歩行距離が基準を満たしているかの確認</p>		<p><input type="checkbox"/> 歩行距離の基準を満たしている。（下記チェック）</p> <p><input type="checkbox"/> 歩行距離は30m以下である。</p> <p><input type="checkbox"/> 歩行経路の重複区間は1/2以下である</p>	
<p>保育室・遊戯室等が「採光・換気・排煙等」の基準を満たしていることの確認</p>		<p><input type="checkbox"/> 採光基準を満たしており、計算等の算定根拠を提出図面等に記載している。（下記1）～3）確認の上チェック）</p> <p>※採光については、「建築基準法上の基準」及び「認可外保育施設指導監督基準」を満たす必要があります。</p> <p>1) <input type="checkbox"/> 有効窓面積1/5以上(認可外保育施設指導監督基準2-(4)-aにおいて望ましいとされる値)</p> <p><input type="checkbox"/> 有効窓面積1/7以上 + 床面において200 lx 以上 (S55告示1800号/H30年改正)</p> <p>2) <input type="checkbox"/> 採光計算において採用する採光補正係数の算定根拠(建築基準法施行令20条)を記載している</p> <p>3) <input type="checkbox"/> 一体利用の複数居室で採光確保(建築指導課に内容確認済/H15告示303号2) □ 一居室単位で採光確保</p> <p><input type="checkbox"/> 換気基準を満たしており、計算等の算定根拠を提出図面等に記載している。（下記チェック）</p> <p><input type="checkbox"/> 有効窓開口面積1/20以上(自然換気) □機械換気(換気扇・設備) □自然・機械換気併用</p> <p><input type="checkbox"/> 排煙基準を満たしており、算定根拠 或いは 緩和告示内容を提出図面等に記載している。</p> <p><input type="checkbox"/> 調理室の区画もしくはそれと同等の措置が講じられている（下記のいずれかにチェック）</p> <p><input type="checkbox"/> 防火区画 + 特定防火設備 □スプリンクラー設備他</p>	
<p>事前協議の確認 (予め確認のこと)</p>		<p>事前協議として、必ず、建築指導課・消防署・保健所・認可外保育施設の届出先である保育課等、各機関へ予め計画図を提示し、問題点や指導事項を確認のうえ、別紙様式にて報告してください。また、事前協議を行った部署等にチェックし、協議先及び担当者を記載してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 建築指導課等() □消防署()</p> <p><input type="checkbox"/> 保健所() □保育課等()</p>	
<p>その他</p>		<p>設計者は「認可外保育施設指導監督基準」及び「家庭的保育等基準」及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を確認し、保育室を3階に設ける場合の条件も確認のうえ、施設計画、作図をしている。（避難施設及び設備/調理室の区画/内装不燃/非常警報器具又は非常警報設備他/転落防止設備/カーテンなどの防災処理等についても御確認願います）</p> <p><input type="checkbox"/> 歩行可能なルーフテラス、屋上がある（下記1）～2）確認の上チェック） □ 歩行可能なルーフテラス、屋上がない</p> <p>1) <input type="checkbox"/> 歩行可能なルーフテラス、屋上を屋外遊技場として利用する場合、「助成申請、運営にあたっての留意事項」の34番の内容を満足したうえで、認可外保育施設の届出先である保育課等の基準も満足している。</p> <p>2) <input type="checkbox"/> 上記を満足しない場合は、屋外遊技場として利用しない旨を示す誓約書を添付している。</p>	
<p>※このシートは助成申請時に提出される施設計画図面との関連性を考慮しており、助成申請図面と対応するようにお願いします。</p> <p>※当該事業申請に当たり、建築整備内容の法令・基準チェックシート2 別紙様式に責任がある方の記載および押印のうえ、2枚一組で提出をお願いします。</p>			

提出用

〔保育室の設置階別〕 建築整備内容の法令・基準チェックシート1

設置階： 4階以上

施設計画・施工をする際には、建築基準法・消防法・食品衛生法・建設業法などの関係法令を守ったうえで、助成要綱にある「家庭的保育等基準」・「認可外保育施設指導監督基準」の内容を満足させる必要があります。チェックシートには主な法令・基準の内容を記載していますが、このほかにも満たす必要がある法令基準や別途個別（関係所管の指導含）指導などもあると思われるので、法令が順守されていることをご確認の上提出願います。

創設の場合 (新築工事)	修繕の場合 (改修工事)	<p>既存建物が「児童福祉施設に類する用途」以外の場合、保育所利用の床面積が200㎡を超える場合、建築基準法上の「用途変更」の届出が必要になると考えられます。建築指導課と協議の上、チェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 確認申請(用途変更等)を提出予定</p> <p><input type="checkbox"/> 確認申請(用途変更等)を提出しない予定 (下記1)～2)チェック)</p> <p>1) <input type="checkbox"/> 既存用途が類似用途(保育所、児童福祉施設他)であり、用途変更が不要である旨、建築指導課に確認済</p> <p><input type="checkbox"/> 建築基準法上、保育所利用の床面積が200㎡を超えておらず、用途変更が不要である旨、建築指導課に確認済</p> <p>2) <input type="checkbox"/> 保育所利用として建築基準法・消防法・食品衛生法などの関係法令が守られていることを専門的な知識がある方(例:建築士名、資格番号)により確認されたことを図面内に明記した</p>
区域・地域地区等の条件の確認		<p><input type="checkbox"/> 認可外保育施設の設置ができる、区域、地域・地区である。(下記1)～3)チェック)</p> <p>1) <input type="checkbox"/> 都市計画区域内(□市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分非設定) →保育所用途設置などの判定上 <input type="checkbox"/> 準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外</p> <p>2) <input type="checkbox"/> 防火地域 □準防火地域 □法22条区域 □指定なし →耐火建築物などの判定上</p> <p>3) <input type="checkbox"/> 住居系地域 □商業系地域 □工業系地域 □指定なし →採光及び保育所用途設置などの判定上</p>
都市計画等に即した構造であるかの確認		<p><input type="checkbox"/> 建築基準法上及び認可外保育基準を満足する構造(耐火建築物など)である。(下記チェック)</p> <p><input type="checkbox"/> 耐火建築物</p> <p>※3階以上に保育室を設置する場合「認可外保育施設指導監督基準」より、一般に耐火建築物が求められます。</p>
2つの直通階段などへの避難経路、防火区画等の確認		<p><input type="checkbox"/> 避難経路がある。(下記1)～3)チェック)</p> <p>1) <input type="checkbox"/> 計画保育施設の位置(全体/階に対して)及び、屋外、道路への避難ルートがわかる図面の添付</p> <p>2) <input type="checkbox"/> 保育室等のこどもが利用する部屋からの2方向の避難が確保されている。(下記い、ろにチェック)</p> <p>い(避難ルート1): <input type="checkbox"/> 屋内避難階段又は屋内特別避難階段 <input type="checkbox"/> 屋外避難階段</p> <p>ろ(避難ルート2): <input type="checkbox"/> 屋内特別避難階段 <input type="checkbox"/> 屋内特別避難階段に準ずる構造の屋内避難階段 <input type="checkbox"/> 耐火構造の傾斜路 <input type="checkbox"/> 屋外避難階段</p> <p><input type="checkbox"/> 区画図(防火・防煙・114条)を作成し、建築指導課や審査機関、及び保育課等に確認済である。</p>
直通階段等への歩行距離が基準を満たしているかの確認		<p><input type="checkbox"/> 歩行距離の基準を満たしている。(下記チェック)</p> <p><input type="checkbox"/> 歩行距離は30m以下である。</p> <p><input type="checkbox"/> 歩行経路の重複区間は1/2以下である</p>
保育室・遊戯室等が「採光・換気・排煙等」の基準を満たしていることの確認		<p><input type="checkbox"/> 採光基準を満たしており、計算等の算定根拠を提出図面等に記載している。(下記1)～3)確認の上チェック)</p> <p>※採光については、「建築基準法上の基準」及び「認可外保育施設指導監督基準」を満たす必要があります。</p> <p>1) <input type="checkbox"/> 有効窓面積1/5以上(認可外保育施設指導監督基準2-(4)-aにおいて望ましいとされる値) <input type="checkbox"/> 有効窓面積1/7以上 + 床面において200 lx 以上 (S55告示1800号/H30年改正)</p> <p>2) <input type="checkbox"/> 採光計算において採用する採光補正係数の算定根拠(建築基準法施行令20条)を記載している</p> <p>3) <input type="checkbox"/> 一体利用の複数居室で採光確保(建築指導課に内容確認済/H15告示303号2) <input type="checkbox"/> 一居室単位で採光確保</p> <p><input type="checkbox"/> 換気基準を満たしており、計算等の算定根拠を提出図面等に記載している。(下記チェック)</p> <p><input type="checkbox"/> 有効開口面積1/20以上(自然換気) <input type="checkbox"/> 機械換気(換気扇・設備) <input type="checkbox"/> 自然・機械換気併用</p> <p><input type="checkbox"/> 排煙基準を満たしており、算定根拠 或いは 緩和告示内容を提出図面等に記載している。</p> <p><input type="checkbox"/> 調理室の区画もしくはそれと同等の措置が講じられている (下記のいずれかにチェック)</p> <p><input type="checkbox"/> 防火区画 + 特定防火設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備他</p>
事前協議の確認(予め確認のこと)		<p>事前協議として、必ず、建築指導課・消防署・保健所・認可外保育施設の届出先である保育課等、各機関へ予め計画図を提示し、問題点や指導事項を確認のうえ、別紙様式にて報告してください。また、事前協議を行った部署等にチェックし、協議先及び担当者を記載してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 建築指導課等() <input type="checkbox"/> 消防署()</p> <p><input type="checkbox"/> 保健所() <input type="checkbox"/> 保育課等()</p>
その他		<p>設計者は「認可外保育施設指導監督基準」及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を確認し、保育室を4階以上に設ける場合の条件も確認のうえ、施設計画、作図をしている。(避難施設及び設備/調理室の区画/内装不燃/非常警報器具又は非常警報設備他/転落防止設備/カーテンなどの防災処理等についても御確認願います)</p> <p><input type="checkbox"/> 歩行可能なルーフテラス、屋上がある (下記1)～2)確認の上チェック) <input type="checkbox"/> 歩行可能なルーフテラス、屋上がない</p> <p>1) <input type="checkbox"/> 歩行可能なルーフテラス、屋上を屋外遊技場として利用する場合、1助成申請、運営にあたっての留意事項の34番の内容を満足したうえで、認可外保育施設の届出先である保育課等の基準も満足している。</p> <p>2) <input type="checkbox"/> 上記を満足しない場合は、屋外遊技場として利用しない旨を示す誓約書を添付している。</p>

※このシートは助成申請時に提出される施設計画図面との関連性を考慮しており、助成申請図面と対応するように願います。

※当該事業申請にあたり、建築整備内容の法令・基準チェックシート2 別紙様式に責任がある方の記載および押印のうえ、2枚一組で提出をお願いいたします。

提出用

〔保育室の設置階別〕 建築整備内容の法令・基準チェックシート1 (記載例)

設置階: 2階

施設計画・施工をする際には、建築基準法・消防法・食品衛生法・建設業法などの関係法令を守ったうえで、助成要綱にある「家庭的保育等基準」・「認可外保育施設指導監督基準」の内容を満足させる必要があります。チェックシートには主な法令・基準の内容を記載していますが、このほかにも満たす必要がある法令基準や別途個別（関係所管の指導含）指導などともありますので、法令が順守されていることをご確認の上提出願います。

創設の場合 (新築工事)	修繕の場合 (改修工事)	<p>既存建物が「児童福祉施設に類する用途」以外の場合、保育所利用の床面積が200㎡を超える場合、建築基準法上の「用途変更」の届出が必要になると考えられます。建築指導課と協議の上、チェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 確認申請(用途変更等)を提出予定</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 確認申請(用途変更等)を提出しない予定 (下記1)～2)チェック)</p> <p>1) <input type="checkbox"/> 既存用途が類似用途(保育所, 児童福祉施設他)であり, 用途変更が不要である旨, 建築指導課に確認済</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法上, 保育所利用の床面積が200㎡を超えておらず, 用途変更が不要である旨, 建築指導課に確認済</p> <p>2) <input checked="" type="checkbox"/> 保育所利用として建築基準法・消防法・食品衛生法などの関係法令が守られていることを専門的な知識がある方(例:建築士名, 資格番号)により確認されたことを図面に明記した</p>
区域・地域地区等の条件の確認		<p><input checked="" type="checkbox"/> 認可外保育施設の設置ができる, 区域, 地域・地区である。(下記1)～3)チェック)</p> <p>1) <input checked="" type="checkbox"/> 都市計画区域内 <input checked="" type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分非設定) → 保育所用途設置などの判定上</p> <p><input type="checkbox"/> 準都市計画区域内 <input type="checkbox"/> 都市計画区域及び準都市計画区域外</p> <p>2) <input type="checkbox"/> 防火地域 <input checked="" type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 法22条区域 <input type="checkbox"/> 指定なし → 耐火建築物などの判定上</p> <p>3) <input checked="" type="checkbox"/> 住居系地域 <input type="checkbox"/> 商業系地域 <input type="checkbox"/> 工業系地域 <input type="checkbox"/> 指定なし → 採光及び保育所用途設置などの判定上</p>
都市計画等に即した構造であるかの確認		<p><input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法上及び認可外保育基準を満足する構造(耐火建築物など)である。(下記チェック)</p> <p><input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input checked="" type="checkbox"/> イ準耐火建築物 <input type="checkbox"/> ロ準耐火建築物(届出先[保育課]の確認が必要)</p> <p>※2階に保育室を設置する場合「認可外保育施設指導監督基準」上, 一般にイ準耐火建築物以上が求められます。</p>
2つの直通階段などへの避難経路、防火区画等の確認		<p><input checked="" type="checkbox"/> 避難経路がある。(下記1)～2)チェック)</p> <p>1) <input checked="" type="checkbox"/> 計画保育施設の位置(全体/階に対して)及び, 屋外, 道路への避難ルートがわかる図面の添付</p> <p>2) <input checked="" type="checkbox"/> 2階保育室等のこどもが利用する部屋からの2方向の避難が確保されている。(下記 い, ろにチェック)</p> <p>い (避難ルート1): <input checked="" type="checkbox"/> 屋内階段 <input type="checkbox"/> 屋外階段</p> <p>ろ (避難ルート2): <input type="checkbox"/> 屋内避難階段又は屋内特別避難階段 <input type="checkbox"/> 待避上有効なバルコニー</p> <p><input type="checkbox"/> 準耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 <input checked="" type="checkbox"/> 屋外階段</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 区画図(防火・防煙・114条)を作成し, 建築指導課や審査機関、及び保育課等に確認済である。</p>
直通階段等への歩行距離の確認		<p><input checked="" type="checkbox"/> 歩行距離の基準を満たしている。(下記チェック)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 主要構造部が準耐火構造以上の場合の歩行距離を満たす</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 廊下と階段の内装が準不燃以上ならば60m以下 / <input type="checkbox"/> (左記以外)50m以下</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 歩行経路の重複区間は1/2以下である</p>
保育室・遊戯室等が「採光・換気・排煙等」の基準を満たしていることの確認		<p><input checked="" type="checkbox"/> 採光基準を満たしており, 計算等の算定根拠を提出図面等に記載している。(下記1)～3)確認の上チェック)</p> <p>※採光については、「建築基準法上の基準」及び「認可外保育施設指導監督基準」を満たす必要があります。</p> <p>1) <input checked="" type="checkbox"/> 有効窓面積1/5以上(認可外保育施設指導監督基準2-(4)-aにおいて望ましいとされる値)</p> <p><input type="checkbox"/> 有効窓面積1/7以上 + 床面において200 lx 以上 (S55告示1800号/H30年改正)</p> <p>2) <input checked="" type="checkbox"/> 採光計算において採用する採光補正係数の算定根拠(建築基準法施行令20条)を記載している</p> <p>3) <input checked="" type="checkbox"/> 一体利用の複数居室で採光確保(建築指導課に内容確認済/H15告示303号2) <input type="checkbox"/> 一居室単位で採光確保</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 換気基準を満たしており, 計算等の算定根拠を提出図面等に記載している。(下記チェック)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 有効窓開口面積1/20以上(自然換気) <input type="checkbox"/> 機械換気(換気扇・設備) <input type="checkbox"/> 自然・機械換気併用</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 排煙基準を満たしており, 算定根拠 或いは 緩和告示内容を提出図面等に記載している。</p>
事前協議の確認(予め確認のこと)		<p>事前協議として, 必ず, 建築指導課・消防署・保健所・認可外保育施設の届出先である保育課等、各機関へ予め計画図を提示し, 問題点や指導事項を確認のうえ, 別紙様式にて報告してください。また, 事前協議を行った部署等にチェックし, 協議先及び担当者を記載してください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 建築指導課等(協議先: ○○市 建築指導課 ○○係 ○○様) <input checked="" type="checkbox"/> 消防署(協議先: ○○消防署予防課 ○○様)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 保健所(協議先: ○○市保健所 ○○様) <input checked="" type="checkbox"/> 保育課等(協議先: ○○市保育課 ○○様)</p>
その他		<p><input checked="" type="checkbox"/> 設計者は「認可外保育施設指導監督基準」及び「家庭的保育等基準」を確認し, 保育室を2階に設ける場合の条件も確認のうえ, 施設計画, 作図をしている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 歩行可能なルーフテラス、屋上がある (下記1)～2)確認の上チェック) <input type="checkbox"/> 歩行可能なルーフテラス、屋上がない</p> <p>1) <input checked="" type="checkbox"/> 歩行可能なルーフテラス、屋上を屋外遊技場として利用する場合、「助成申請、運営にあたっての留意事項」の34番の内容を満足したうえで、認可外保育施設の届出先である保育課等の基準も満足している。</p> <p>2) <input type="checkbox"/> 上記を満足しない場合は、屋外遊技場として利用しない旨を示す誓約書を添付している。</p>

※このシートは助成申請時に提出される施設計画図面との関連性を考慮しており、助成申請図面と対応するように願っています。

※当該事業申請にあたり、建築整備内容の法令・基準チェックシート2 別紙様式に責任がある方の記載および押印のうえ、2枚一組で提出をお願いいたします。

提出用

〔保育室の設置階別〕 建築整備内容の法令・基準チェックシート2 事前協議確認用別紙

■事前協議の確認(事前協議された日時/打合先及び打合先の担当者/対応者/打合内容を記載してください。尚、特に指摘がない場合についても、指摘がない旨記載してください。)

□建築指導課等

Horizontal lines for text entry under the 'Building Guidance' section.

□消防

Horizontal lines for text entry under the 'Fire' section.

□保育課等(認可外保育施設の届出先)

Horizontal lines for text entry under the 'Childcare' section.

□保健所

Horizontal lines for text entry under the 'Health Center' section.

事業主： <div style="text-align: right;">印</div>	設計者： <div style="text-align: right;">印</div>	<div style="text-align: center;">-</div> <div style="text-align: right;">※児童育成協会使用欄</div>
---	---	---

※このシートは助成申請時に提出される施設計画図面との関連性を考慮しており、助成申請図面と対応するようにお願いいたします。
※当該事業申請にあたり、責任がある方の記載および確認印をお願いいたします。

提出用

〔保育室の設置階別〕 建築整備内容の法令・基準チェックシート2 事前協議確認用別紙(記載例)

■事前協議の確認(事前協議された日時/打合先及び打合先の担当者/対応者/打合内容を記載してください。尚、特に指摘がない場合についても、指摘がない旨記載してください。)

□建築指導課等

2020.5.15 ○○市建築指導課 ○○様 対応者:△△設計事務所 △△

- ・用途変更部が200㎡を超えるため「確認申請」が必要とのこと、よって確認申請を行う予定。構造上、積載荷重についても問題ないことを確認した。
- ・114条区画及び、その他防火区画について、設置箇所、仕様について確認した。
- ・排煙告示について確認。
- ・既存不適格部分の対応について確認した。

2020.5.18 ○○市建築指導課 ○○様 対応者:△△設計事務所 △△

- ・バリアフリー条例について確認 本施設はバリアフリー条例が適用されるため、多目的トイレ、スロープ、手すり、点字ブロックなどについて確認
- ・避難階段及び敷地内通路幅(有効1.5m)について確認

□消防

2020.5.26 ○○市消防署予防課 ○○様 対応者:△△設計事務所 △△

- ・避難経路及び誘導灯、非常用放送他消防設備の事前確認。屋内消火栓は不要であることを確認した。
- ・厨房部分の火気容量、天井、壁仕上げ、ダンパー、フード仕様について確認した。
- ・敷地内通路等、避難関連について確認した。

□保育課等(認可外保育施設の届出先)

2020.5.26 ○○市保育課 ○○様 対応者:△△設計事務所 △△

- ・避難経路について確認した。(2方向避難が必要)
- ・面積の算定について確認した。(家具等、有効面積に算定されない部分を確認した)
- ・採光面積について、認可保育施設同等が求められることを確認した。

2020.5.26 ○○市保育課 ○○様 対応者:△△設計事務所 △△

- ・「認可外保育施設指導監督基準」より、2階に保育室がある場合イ準耐火建築物が求められますが、本施設はロ準耐火建築物である。今回は用途変更でもあるので、ロ準耐火建築物でも問題ないのをご確認しました。
- ・衛生についても十分に配慮するように求められた。

□保健所

2020.5.26 ○○市保健所 ○○様 対応者:△△設計事務所 △△

- ・調理施設について確認。2層シンクが必要。グリーストラップの清掃等、衛生面について配慮するよう求められた。

事業主: (株)○○○○○

○○取締役 ○○○○ 印

△△△△設計事務所

設計者: △△建築士 123456号

△△△△ 印

※児童育成協会使用欄